

## 令和8年度山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付事業

この事業は、避難路の通行者の安全を確保し、事故を未然に防ぐため、避難路に面し、地震等の自然災害により倒壊の危険性が高いブロック塀等を撤去する工事に対し、補助金を交付するものです。

### 補助の対象となるブロック塀等

次のすべての項目に該当するコンクリートブロック、レンガ、大谷石などでできた組積造の塀（以下「ブロック塀等」）を撤去又は一部撤去する工事が補助対象です。  
※鉄製フェンス、門柱、門扉の撤去は対象外になります。  
※ブロック塀の再設置も対象外になります。

- ①山辺町耐震改修促進計画に定める避難路、公共施設に面するブロック塀等（一部が面する場合は、面する箇所のみが対象）の撤去工事未着工のもの。
- ②基礎部分を含む高さが1メートルを超えるものでチェックリストの1項目以上が不適合のもの。  
※（擁壁上に設置されているものは高さ60センチメートルを超えるもの。）
- ③撤去工事について、町の他の補助金（利子補給を含む）を申請または受給していないこと。また、過去に本補助金を受けた土地に存在するブロック塀等でないこと。
- ④国、県、町の事業（道路拡張工事など）に伴い、補償費等を受けるかわりに撤去するものではないこと。

※組積造（そせきそう）：石・レンガ・コンクリートブロック等を積み上げて作る建築物の構造のこと。

### 補助金の額

以下のいずれかの額のうち、少ない額を補助します。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、15万円を上限とします。

- ・除却又は一部除却に要する工事費の2分の1
- ・当該ブロック塀等の延長1メートルあたり3万円を乗じて得た額

### 補助の申請ができる方

- ①ブロック塀等の所有者またはブロック塀等の存在する敷地の所有者であること。（法人の場合は、法人の代表者であること）。
- ②令和9年1月31日まで実績報告書及び完了届を提出することができること。
- ③世帯全員について、町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金、町営住宅使用料、大蔵簡易水道使用料、築北簡易水道使用料等の諸税に滞納がないこと。
- ④暴力団員ではないこと。もしくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。

### 申込みの方法

- 申込受付期間 令和8年6月15日（月）～令和8年10月30日（金）  
※事業枠に達した時点で締め切る場合があります。
- 申込受付窓口 山辺町建設課 管理用地係（山辺町役場2階）

- 申込書類 交付申請書（様式第1号）  
診断を実施した別表1または2  
計画概要書 - 1 平面図、立面図 位置図  
見積書等  
工事前の写真（ブロック塀等の状況がわかるもの）  
**※ブロック塀等の長さが高さがわかるように巻尺等を当てて計測した写真も添付してください。**

## 事業の流れ

○囲み数字：申請者が行う内容      ※印：町で行う内容

- ①山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付申請書（様式第1号）、計画概要書 - 1、ブロック塀等のチェックリストを記入し、工事前のブロック塀等を撮影した写真を添付して提出してください。

↓  
※町で内容を確認し、補助金を交付できる内容と判断された場合は、山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に郵送します。

- ②交付決定通知書が届きましたら、撤去工事を行うよう業者に指示してください。その際、**施工中の写真も撮影**しておくようお願いします。

**注意：交付決定前に撤去工事に着工していた場合や、既に工事を完了していた場合は、交付決定を取り消します。**また、補助金交付後に同様のことが判明した場合は、交付した補助金を返還していただくこととなりますので、**交付決定があるまでは工事に着工しない**ようご注意ください。

- ③撤去工事が終了しましたら、山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金実績報告書（様式第3号）、ブロック塀撤去完了届に記入のうえ、施工業者に対し支払った**領収書の写し**、**工事中・工事後の写真**を添えて、役場建設課まで提出してください。

↓  
※書類の内容を審査し、撤去されたブロック塀の状況を役場職員が現地検査します。確認の際は日程についてご連絡しますので、スムーズな検査となるようご協力ください。検査内容に問題がない場合、補助金額を確定し、山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金の額の確定について（様式第4号）を郵送します。

- ④請求書に申請者の氏名、住所、補助金の振込先口座等を記入のうえ、役場建設課まで提出してください。（③の完了報告と同時に提出する場合は、右上の日付を記入しないようお願いします）

↓  
※補助金を請求書指定の口座に振り込みますので、通帳を記帳してご確認ください。入金までには2～3週間ほどかかります。

**お問い合わせ：建設課 管理用地係 電話 023-667-1113（課直通）**